

平成24年度 決算をお知らせします。

◆◆平成24年度決算の概要◆◆

平成24年度の各会計の決算が第3回定例市議会において認定されました。

一般会計決算

歳入	387億4,980万円
歳出	385億8,613万円
実質収支	7,798万円

※実質収支：歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたもの

一般会計の決算は、実質収支が7,798万円となり、昨年度に引き続いての黒字決算となりました。

これは、景気の低迷や固定資産税の評価替えなどにより市税収入が減少したものの、地方交付税等が増加したことによるほか、市民の皆さまのご理解とご協力のもと財政健全化に取り組んだ結果であります。

しかしながら、市税収入の減少や少子高齢化による扶助費の増加、過去の公共事業に対する市債償還額の高止まりなどにより、決して安定した財政運営にあるとはいえません。

今後についても、社会保障費の増加や、国の財政の慢性的な危機的状況に伴う地方財政への影響など、不安要素を多く抱えた厳しい財政状況が続くと考えられます。このため、より効率的な行政運営の推進など、さらなる行財政改革への取り組みを図りながら、健全な財政運営に努めてまいります。

会計別歳入歳出決算額

(千円・%)

会計名	歳入		歳出		歳入歳出差引額
	決算額	前年度比	決算額	前年度比	
一般会計	38,749,796	105.5	38,586,127	107.5	163,669
国民健康保険特別会計	14,943,009	102.7	13,910,466	104.6	1,032,543
と畜場特別会計	243,533	100.8	243,533	100.8	0
財産区特別会計	2,119,091	106.7	138,002	115.1	1,981,089
公共下水道特別会計	3,755,894	100.4	3,755,894	100.4	0
介護保険特別会計	8,204,911	107.1	8,157,628	108.3	47,283
健康ふれあいの郷事業特別会計	82,520	101.8	82,520	101.8	0
土地取得特別会計	165,703	143.9	165,703	143.9	0
後期高齢者医療特別会計	1,382,587	109.1	1,330,197	108.5	52,390

会計名	総収益		総費用		純損益
	決算額	前年度比	決算額	前年度比	
水道事業会計	2,197,681	99.2	1,920,504	100.9	277,177

24年度 主要事業

①証明書などコンビニ交付事業
2,167万円



②健康づくり事業の推進
1,996万円



③出産・子育て関連事業の充実
1億8,593万円

④観光産業振興計画(指針)策定事業
179万円

⑤中学校給食事業 4,429万円



⑥恵我ノ荘駅など周辺整備事業に係る実施設計業務
218万円

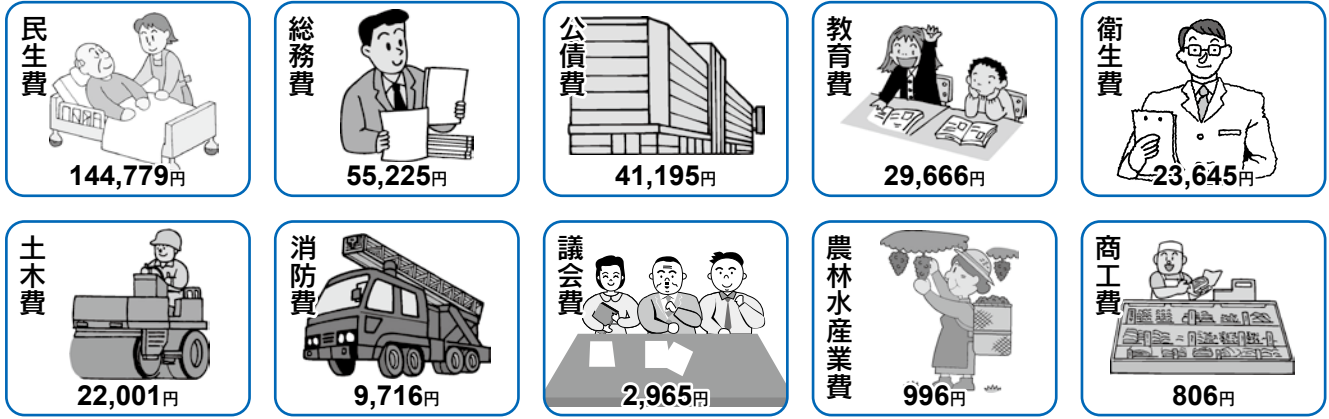
⑦市道古市153号線整備関連事業
2億2,461万円

⑧学校園施設の耐震補強など改修事業(平成23年度からの繰越事業を含む)
9億3,666万円



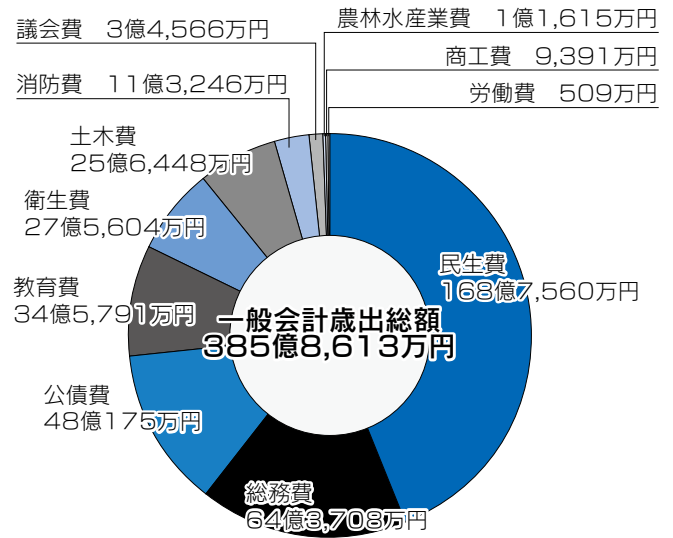
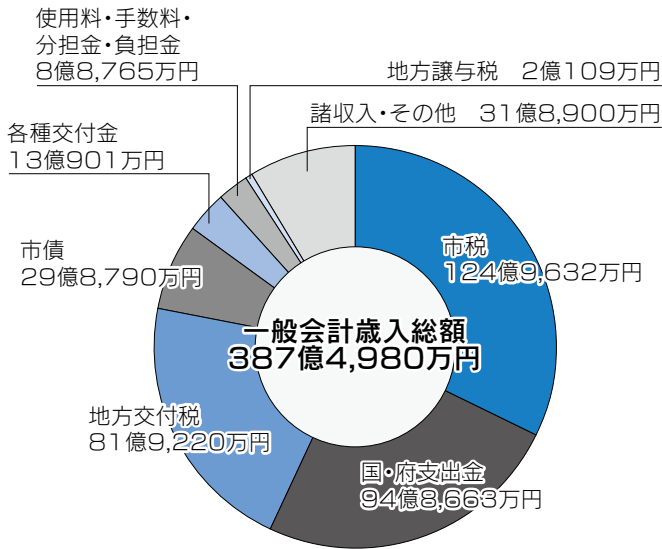
⑨茶山グラウンド整備事業
5,467万円

市民ひとりあたり決算額



※H25.3末現在の人口で算出しています。

一般会計歳入歳出決算の内訳



指標でみる羽曳野市の財政状況

「財政健全化法」では、地方公共団体の財政の健康状態を表す「健全化判断比率」（4つの指標）を定めています。そして、この健全化判断比率には財政の健全度合いを測る次の基準があります。

- ①早期健全化基準（イエローカード）
財政健全化計画を立てて、自主的な改善努力が必要となる。
- ②財政再生基準（レッドカード）
財政再生計画を立てて、国の関与を受け、確実な再生が必要となる。

また、水道や下水道などの公営企業会計には、「資金不足比率」という経営状況をチェックする指標があります。

平成24年度決算における本市の各指標は、いずれの基準もクリアしています。しかしながら、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しいため、今後も健全な財政運営に取り組まなければなりません。

■羽曳野市平成24年度決算に係る健全化判断比率および公営企業資金不足比率

指標		概要	羽曳野市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	標準財政規模に対する、普通会計赤字額の比率	赤字額なし	12.26%	20.00%
	連結実質赤字比率	標準財政規模に対する、全会計の赤字額の比率	赤字額なし	17.26%	30.00%
	実質公債費比率	標準財政規模に対する、借入金返済額などの比率	10.8%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	標準財政規模に対する、将来に負担すべき実質的な負債額の比率	98.7%	350.0%	
公営企業資金不足比率	(対象会計) 概要		羽曳野市の比率	経営健全化基準	
	水道事業会計	各会計における、事業の規模に対する、資金不足額の比率	資金不足なし	20.0%	
	と畜場特別会計		資金不足なし		
	公共下水道特別会計		資金不足なし		

※普通会計とは、一般会計、土地取得特別会計および健康ふれあいの郷事業特別会計の3会計を合わせたものを言います。
※標準財政規模とは、市税や普通地方交付税など、標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すものです。

* 詳しい財政健全化法の制度の仕組みは、総務省ウェブサイトをご参照ください。

問合せ 総務部財政課
☎958-1111 (内線 3563)